



様式第8号(第14条関係)

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

四 市 生 夕 第 193 号

令 和 5 年 3 月 1 6 日

所 在 地 愛媛県西条市今在家1218番地1
名 称 今治加工株式会社
代表者氏名 代表取締役 北岡 康典

四国中央市長 篠原 実



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

許 可 期 間 令和5年4月4日 から 令和7年4月3日まで
区 域 四国中央市
廃棄物の種類 ご み
業 務 内 容 収集運搬
許 可 条 件 裏面のとおり

四国中央市一般廃棄物処理業（収集運搬）許可条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第11項の規定に基づき、次のとおり条件を附する。

（関係法令の遵守等）

- 1 (1) 一般廃棄物収集運搬業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則及び四国中央市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則その他関係法令等を遵守すること。
- (2) 事業主は、関係法令等に違反しないように従業員を常に指導監督し、資質の向上を図るよう努めなければならない。
- (3) 市からの指導、指示に従うこと。
- (4) 四国中央市の許可業者であることを自覚し、社会通念上不適と認められる行為、言動等を厳に慎むこと。

（許可車輛の表示）

- 2 収集運搬車輛の両側面に「四国中央市事業系ごみ収集車」と表示された市指定のマグネットシールを張り付けること。

（許可の取消し又は業務の停止）

- 3 関係法令及び許可基準並びに許可条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないときは、市長は本許可を取消し、又は期間を定めて業務の一部もしくは全部の停止を命じる。

（許可事業所）

- 4 住 所 四国中央市上分町乙1番地1
名 称 今治加工株式会社 四国中央事業所